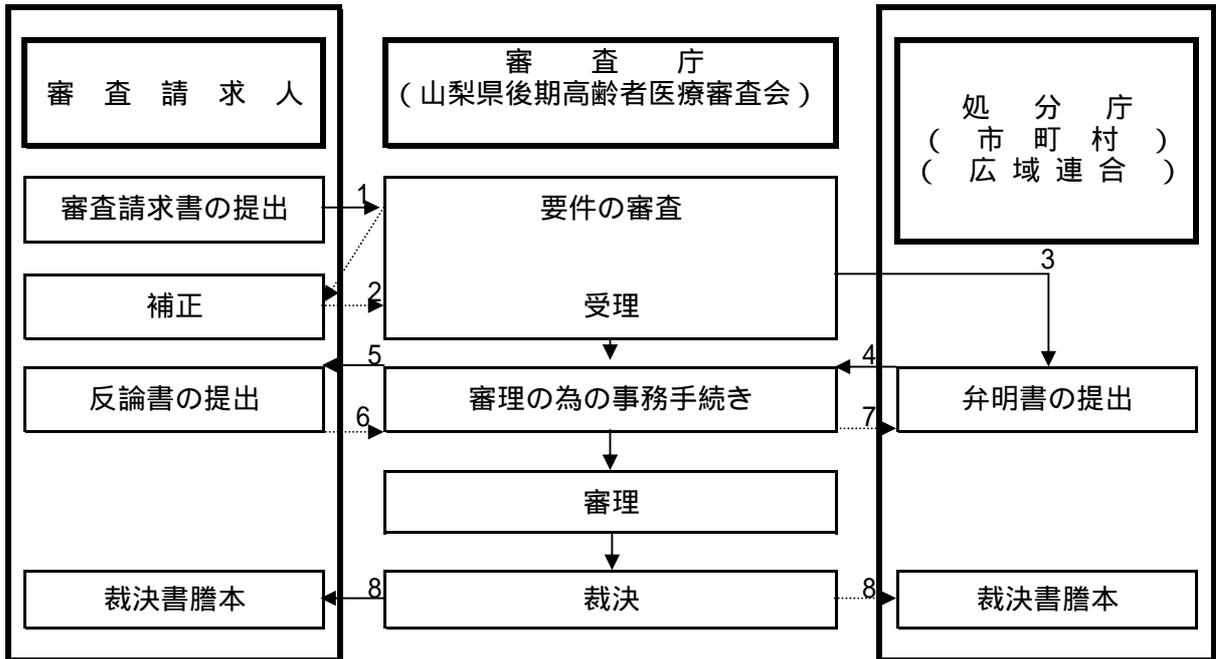


## 後期高齢者医療審査請求の流れ



- 1 審査請求人は、審査請求書を2部作成し、審査庁である山梨県後期高齢者医療審査会に提出する。
- 2 審査庁は審査請求書の記載事項が全て記載されていない場合で、補正が必要なときは、補正命令をだす。
- 3 審査庁は、処分庁に審査請求書の1部を送付し、相当の期間を定めて弁明書の提出を求める。
- 4 処分庁は弁明書を2部提出し、審査庁に提出する。
- 5 審査庁は審査請求人に弁明書の1部を送付する。
- 6 審査請求人は、反論書を提出される場合、2部作成し、相当の期間内に審査庁に提出することができる。
- 7 審査庁は、反論書の提出があった場合は、処分庁に反論書の写しを送付する。  
(再弁明書の提出があった場合は、再反論書の提出もできる。)  
4～7繰返し
- 8 審査会は公平に審査し、裁決を行い、裁決書謄本を審査請求人及び処分庁に送付する。

